広報にいつ

発行所　新津市役所　電話代表550番
発行人　窪田繁雄
印刷所　東洋館印刷所
毎月一回　発行
（定価一部2円）

人口動態
（3月18日現在）

世帯数	10,166
人口	56,407

（2月中　旧新津分）

出生	148	死亡	67
転入	78	転出	73
婚姻	49	離婚	2

新津・新関　合併特集

人口五万七千都市

大新津市え飛躍

三月十八日　新関村と合併

（既報）一月三十一日県知事から勧告された合併問題は、その後、新津市、五泉市、中蒲原郡新関村合併促進協議会を結成して、三者でいろいろと協議し、按衝を続けて来たが、三月八日の協議会で基本的条項について三者の意見が一致、翌九日、新津市議会、五泉市議会、新関村議会でそれぞれ合併を決議、直ちに申請の手続をとつた結果三月十一日の県議会の議決を経て、三月十八日総理府告示（別項）がなされて、ここに知事勧告に基く分村合併が実現した。

新津市に合併した区域の人口は三千六百八十八人、戸数は五四八戸で、新津市人口は同日から五万六千四百七人となり、戸数は一万百六十六戸となつた訳である。

なお、面積は八、二平方粁を加えて七八・一平方粁と市域が拡がつた。

木の香も新しい支所の看板と窪田市長（右）佐藤前新関村長（左）

総理府の合併告示

三月九日新津市議会、五泉市議会及び中蒲原郡新関村議会で一斉に議決された市村の廃置分合は折から開会中であつた三月十一日の県議会に緊急上提され、満場一致これが議決されたのであるが三月十八日付の官報で次のとおり、総理府告示が公布され、それぞれ効力が生じた。

⊙総理府告示第七十六号市村の廃置分合

地方自治法第七条第一項の規定により、新潟県中蒲原郡新関村を廃し、その区域のうち大字小口大関、岡田、羽下、次屋、安養寺、浦沢、下新、安部新、市新、金屋、新郷屋、北、六郷及び牧ヶ鼻の区域を新津市に、大字下条、船越、猿橋及び田屋の区域を五泉市に編入する旨、新潟県知事から届出があつた。

右の廃置分合は昭和三十二年三月十八日からその効力を生ずるものとする。

昭和三十二年三月十八日
内閣総理大臣　岸　信介

新関支所長に　佐藤氏前村長発令

市村合併により三月十八日から新関支所を設けることが三月十五日の市議会で決定されたので、三月十八日付で同支所長として前新関村長の佐藤岩雄氏を発令した。

なお、新津市職員として引継がれることになつた元新関村職員二十一名についても、それぞれ新津市職員としての辞令を三月十八日付で交付した。

田園都市としての発展に確信

新津市長　窪田繁雄

この度新関村の大部分と本市との合併が成り、ここに大新津市建設の理想の一部が実現の緒につきましたことは、五万七千の市民とともにまことに御同慶の至りに堪えません。

由来、新関村は本市に隣接し、その境界こそあれいわゆる新津郷に属し、産業経済教育文化交通風俗習慣など殆んど類似共通しており、その経済圏は古くから本市とともにあり、その利害関係もまた全く相通じる所があつたため、つとに協調提携親睦の美風が持続され、地理的にも社会的にも、既に全く合併の条件が備わつていたのでありましたが、たまたま、町村合併促進法が施行せられ、ついで新市町村建設促進法の公布となり地方自治確立という国家的強い要請により、急速に合併の気運が醸成されここに新市の発足を見ることとなつたものでありますし、かたがた、この合併は大新津市建設に対する市民の大なる理想と、旧新関村民の皆様の将来に対する希望が完全に一致した結果でありまして、この成果は必ずや将来新市を明るい豊かな地方の田園都市として発展せしめるであろうことを確信いたすものであります。

終りに、特に一言附言いたしたいのであります。

それは私を初め現新津市民は、何れも新市民となられた方々を心からよろこんでお迎えいたし互に渾然一体となり、相携えて新市建設発展のため全力を傾注する覚悟を新たにしているものであります。

基本条項の実現に全力

新津市議会議長　石崎文吾

今回の新関村の分村編入合併は、新津市の合併史上類例のない波乱を含んだものでありました。

即ち、新市町村建設促進法に基き、新潟県新市町村建設促進審議会の議を経て、知事勧告によつて、新関村の内（四カ村）部落人口八百三十人は五泉市え新関村の一部右を除く区域、人口三千六百八十八人は新津市えとの合併議決に至るまでの過程は、決して安易なものでなかつたのであります。

しかしながら、副知事はじめ下越支庁長並びに新関村長その他関係方面の熱意と最全の努力によつて、宿年の懸案であつた新関村の合併は、漸く三月十八日に実現したのであります。

合併の基本は、単に人口や地域の増大を目途とするものでなくして、飽くまでも、地域住民の一層の福祉の増進と繁栄にあることを充分理解し、温き心をもつて新関村民各位をお迎え致し度い所存であります。

新津市議会は、この合併に際して、合併の基本条項に示された要望事項の処理に当つては、全会一致その実現にまい進する用意のあることを卒直に表明し、且つ、お誓い致します。

新津市に編入さるる新関村三千六百余人の皆様当市五万三千の市民と、今後は融合一体となつて新しき市民の自覚とほこりのもと、市政の発展に当られるならば、益々皆様の地歩も確立され、その念願とする産業経済や交通機関の整備、教育文化の進展は期してまつべきを固く信ずるものであります。

多難なりし合併を顧みて、ここに勇躍一番、衷心より合併を祝福し、新市民のご多幸を、切にお祈り致します。

学校管理は新津市で

合併基本協定を決定

○…三月八日の最終合併促進協議会で、合併に関する基本…○
○…協定事項が決定したが、その全文は次のとおりである。…○

合併基本協定事項

一、合併区域
県の勧告のとおりとする。但し、飛地の帰属については合併後両市の協議により調整を行うものとする。

二、合併形式
編入合併

三、合併の時期
昭和三十二年三月十八日

四、議会の議員、教育委員会の委員、農業委員会の委員の身分取扱について

1、議会の議員
現新関村の議会の議員は、それぞれの市の議会の参与とし、意見を述べることができる。
任期は、それぞれの市の現議会の議員の任期の残任期間とする。

2、教育委員会の委員
現新関村の教育委員会の委員はそれぞれの市の教育委員会の参与とし、意見を述べることができる。
任期は、各々その者の残任期間とする。

3、農業委員会の委員
現新関村の農業委員会の委員は、それぞれの市の農業委員会（新津市は、新津地区農業委員会五泉市は、五泉地区農業委員会）の参与とし、意見を述べることができる。
任期は、それぞれの市の現農業委員会の委員の残任期間とする。

五、財産営造物及び負債の帰属について

1、学校関係
㈠ 中小学校財産の持分は、人口の按分比による。
㈡ 学校の管理は、新津市において行う。（新津市立とする）
㈢ 通学については、学童及び父兄の意志を尊重する。
㈣ 諸経費の負担額は民法第二百五十三条の規定によるものとし、細部については合併後両市協議により定める。

2、その他の財産及び営造物について
学校以外の財産営造物及び負債の持分については、人口の按分比による。
諸経費の負担については、民法第二百五十三条の規定によるものとし、細部については、合併後両市の協議により定める。

六、職員の取扱について
現新関村の職員は、それぞれの市に編入される区域の人口数に按分してその勤続年数とともに引継ぐものとする。

七、国民健康保険事業について
債権債務は、被保険者数の比率で按分する。細部については、合併後両市で協議の上定める。

八、消防団の施設並びに組織について
消防ポンプの配置は現在のとおりとする。組織については、それぞれの市の例による。

九、新関村からの要望事項の処理について
左記新関村からの要望事項については、それぞれの市の新市建設計画に組入れ、できる限り速かにその目的達成に努めるものとする。

合併に関する新関村要望事項

項目	新津市え	五泉市え
一、教育施設について		
1、中学校改築	近き将来、現在の位置に改築されたい。	
2、定高分校	存置して家庭科を整備されたい。	
3、公民館	本間修氏所有の倉庫を新関分館とされたい。	
4、保育所	現在の公民館に公設保育所を設ける外、小口、六郷、各部落設置の保育所を補助育成されたい。	四カ村保育所を私設として補助育成されたい
5、教員住宅	公営住宅を十戸建設して教員を入れられたい。	
二、道路橋梁について		
1、産業道路	新関駅～矢代田駅間の帝石産業道路の早期実現を図られたい。	
2、バス開通	新津市狗目木、飯柳、新関村会民、新郷屋間の道路を拡張して、羽下旧巣本の桑山（舟橋）を経て五泉に至るバス開通に努力されたい。	
3、道路拡張	現在新関にて手続中の道路なりの登記手続を一切市費で引続き行われたい。新津市寺新田～東金沢間、新関駅～羽下間の道路を拡張整備されたい。	同上
4、橋梁	羽下、桑山間に早出川橋を架設されたい。	下条渡舟場に架橋されたい。
三、水道事業について		
1、上水道	全部落に引水するよう致されたい。	現在の簡易水道を補助育成されたい。
四、その他住民の福利に関する事項について		
1、阿賀野川取入用水	大規模用水実施に当つては、地元農民の利益を尊重して、その意見を取入れられたい。	同上
2、阿賀早出川の堤防	いわゆる巻込堤防の早期実現を図られたい。	
3、河川敷地払下	能代川阿賀野川敷地払下げ（公有水面埋立）の早期実現を図られたい。	同上
4、新関駅	新関駅の普通駅昇格に努力されたい。	
5、通信機関	各部落に連絡用電話を引き、その区域を新津局管下になるよう努力されたい。	四カ村公会堂の建築を市営とされたい。
6、土地改良	下条江用水並びに、市新耕地整理事業の重要性に鑑みてこれを援助されたい。	同上